平成２５年（フ）第３８号
福島県岩瀬郡天栄村大字白子字太多郎45番地
債務者　星　　秋男
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
福島県いわき市内郷宮町宮沢２番地　市営住宅１―1012
債務者　毛利　武吉
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１３号
福井県小浜市千種１丁目９番24号
債務者　上村　**泰**久
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第６２号
長野県飯山市大字其綿475番地
債務者　佐藤　健太
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
三重県津市白塚町58番地６　県営住宅白塚団地Ｐ５棟301号
債務者　中野　　幹
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１７号
兵庫県西宮市樋之池町24番13号
債務者　井上　公貴
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１９号
兵庫県西宮市甲風園１丁目６番８―203号
債務者　岡田　一樹
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４０号
兵庫県芦屋市若葉町２番１―211号
債務者　上松　愛夏
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３号
兵庫県明石市大久保町西脇352番地の１　エンプレス103号、前住所兵庫県加古郡稲美町加古1749番地の７
債務者　圓尾　貞子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
兵庫県明石市魚住町西岡964番地の６、前住所兼営業所兵庫県明石市二見町西二見468番地
債務者　塗装工業フタミこと　中里　和明
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
兵庫県明石市二見町福里36番地の３　グランプレステージ明石魚住415号
債務者　吉田　眞弓（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
神戸市西区伊川谷町有瀬696番地の９　305号
債務者　浜口　康彦
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
神戸市西区美穂が丘１丁目２番地　４―202号
債務者　塩田　芳丸
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
神戸市西区森友１丁目72番地グレース弐番館102号
債務者　蟬塚　幸恵（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
兵庫県宍粟市山崎町庄能328番地
債務者　中根代里公
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県たつの市御津町黒崎486番地３
債務者　山崎真貴子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２０号
兵庫県揖保郡太子町佐用岡572番地、従前の住所宮崎県延岡市中島町３丁目321番地１舞谷アパート201
債務者　山本　真季
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１４号
鳥取県米子市天神町１丁目68番地
債務者　平木　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部